2027（令和９）年度修士課程及び専門職学位課程進学予定者の【特に優れた業績による返還免除内定制度】申請のしおり

目次

Ⅰ．申請の概要 2
Ⅱ．申請の流れ 3
Ⅲ．　進学後～結果通知～中間評価 4
Ⅳ．スカラネット入力の注意点 5
Ⅴ．「申請書」について（全員提出） 5
Ⅵ．「申請書」以外の書類について（どちらか該当する方を提出） 6
Ⅶ．その他の注意点 7

申請方法：スカラネット入力および提出書類データアップロード

申請締切：2027 年 1 月 14 日（木）24：00

注意点：自身が申請資格に当てはまるかどうか、必ず確認してください。

申請資格ごとに、必要書類が異なります。

Ⅰ．申請の概要

■ 返還免除内定制度について

□ 2027 年度大学院予約採用もしくは 2027 年度大学院在学採用において、**第一種奨学金（授業料後払い制度も含む）**に採用された／される見込みの者が対象となります。

□ 大学院入試の結果等に基づき、進学後に特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた者について、日本学生支援機構が定める推薦枠数の範囲内で返還免除内定候補者を決定します。

□ 今回内定者とならなくても、大学院に進学後、奨学金貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除制度」へ申し込むことができます。

👉制度詳細については日本学生支援機構の Web サイトもご覧ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html

■ 申請資格等

□ 2027 年度に東京大学大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）進学予定者で、下表の**①～③すべてを満たす者が対象です。**

□ 申請締切日の時点で大学院入試の結果が不明の場合も申請可能です。大学院入試の結果が不合格の場合は、審査の段階で不採用となります。

□ 第一種奨学金の申込資格のない学生（在留資格が「留学」である留学生、債務整理中の人など）は、第一種奨学金に採用されないため、返還免除内定制度にも申請できません。第一種奨学金の申込資格については下記リンクをご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/index.html

以下①～③すべてを満たすこと	注意事項
① 大学学部等において修学支援新制度（多子世帯の大学授業料等無償化含む）を利用している者 **もしくは** **学生本人と父母が住民税非課税世帯である者**	・**2027 年 1 月時点で修学支援新制度の支援区分がⅠ～Ⅲ、または「多子世帯（区分は問わない）」**であること。**現在資産超過により停止中の者は対象外**です。スカラネット・パーソナルで確認してください。 ・すでに支援期間が終了している方や、廃止等で現在支援を受けていない方は当てはまりません。
	・「住民税非課税世帯」とは、**令和 8 年度の非課税証明書で学生本人と父母いずれも「市区町村民税所得割額」が 0 円**である場合を指します。 ・**「住民税非課税世帯」かつ「本人と父母の資産額合計が 5, 000 万円未満である」**必要があります。
② 「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」、または「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」への進学希望者	東京大学では、進学先研究科の分野に関わらず申請可能です。申請書の記載内容に基づき、どちらの分野に該当するかを大学側で判断します。
③ 将来、上記②の特定分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者	

■ **申請書類　：** 下記の URL からダウンロードできます。（東京大学 Web サイト）

● https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_03.html

Ⅱ．申請の流れ

1．申請書類の確認

□ 申請のしおり（本紙）を熟読する。自分が第一種奨学金の申込資格を満たしているか確認する。

2．申請書類を準備しておきましょう（詳細は 5 ページ～参照）

□ **全員**：「申請書」データ（Excel）

□ **大学学部で修学支援新制度を利用中の方**：2027 年 1 月現在の支援区分がわかるスカラネット・パーソナルの画面スクリーンショットデータ

□ **住民税非課税世帯の方（修学支援制度を利用していない場合）**：学生本人と父母の「令和 8 年度（非）課税証明書」スキャンデータ（鮮明な写真でも可）および「資産の申告書」データ（Excel）

□ **住民税非課税世帯の方で、生計維持者が 2026 年 1 月 1 日時点で海外に居住していた場合（修学支援新制度を利用していない場合）**：
上記書類に加え、海外居住の生計維持者の「海外居住者のための収入等申告書」データ（Excel）および必要添付書類（7 ページ参照）のスキャンデータ

※提出は後述する URL へのアップロードによる。

3.　スカラネット下書き用紙の記入

□ 入力中にひとつの画面で 30 分以上経過するとタイムアウトするため、あらかじめ入力内容をスカラネット入力下書き用紙に記入しておくこと。

4．スカラネット入力

【入力期間】

1 月 14 日（木）24:00 まで

【入力手順】

①ログインのための「ユーザーID」「パスワード」を、以下の事前申告フォームから申請する。

※入力期間内に間に合うよう、時間に余裕を持って申請すること。

https://forms.cloud.microsoft/r/VrXpGzahHH

②スカラネットにアクセスする。

https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/

③「返還免除内定制度の申込」を選択してログインし、必要な情報を入力する。

④申込完了画面で表示される「受付番号」（今後の手続きや問い合わせの際に必要となる大切な情報）を「スカラネット入力下書き用紙」の「受付番号メモ欄」にメモして保管する。

※スカラネット入力だけでは申請は完了しません。必ず申請書・各種必要書類のアップロードまで完了させてください。

5. 申請書・各種必要書類のアップロード

「提出書類チェックシート」で漏れがないか確認し、3 ページの 2.で準備した書類を提出先 URL へアップロードしてください。

※ファイル名はそれぞれ「氏名_スカラネット受付番号_申請書」、「氏名_スカラネット受付番号_支援区分データ」、「氏名_スカラネット受付番号_非課税証明書」、「氏名_スカラネット受付番号_資産申告書」、「氏名_スカラネット受付番号_海外収入申告書」、「氏名_スカラネット受付番号_海外収入添付書類」としてください。

【提出期間】

1 月 14 日（木）24:00 まで

【アップロード先 URL】

https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_6804c7/IgBt9w9Lf--AQY_u0ULEFZeEAbVew7GQZoCeQ_F5NAVUNdE

以上で申請は完了です。不備がある場合は担当チームから連絡することがあります。

III. 進学後～結果通知～中間評価

1. 大学院在学採用について

☐ 2026 年 10 月に募集を行った大学院予約採用で第一種奨学金に採用されていない学生は、2027 年 4 月初旬（秋季入学者は 10 月頃）に募集予定の大学院在学採用において必ず申請を行ってください。

☐ **大学院予約採用もしくは在学採用において採用されなかった場合は内定制度の対象とはなりません。**

☐ 大学院在学採用に関しては下記ホームページをご参照ください（2027 年 3 月頃に更新予定です）

【大学院　在学定期採用の募集】

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_02.html

2. 結果通知から中間評価まで

☐ 2027 年 7 月頃に決定通知または不採用通知を大学から行う予定です。

☐ 【中間評価】内定者については、年に 1 回、内定者として相応しい成績を修めているか審査され、内定が取り消される場合があります。中間評価について学生自身が行う手続きは特にありません。

3. 特に優れた業績による返還免除申請について（貸与終了時）

☐ 内定者として決定された場合も、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。

☐ 「特に優れた業績による返還免除」の申請は、**奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。大学院を修了した年度とは限りません。**機会を逸すると申請できませんのでご注意ください。

☐ 申請方法・申請締切などの詳細については、所属の研究科（専攻）等にお問い合わせください。

Ⅳ．スカラネット入力の注意点

＜全般＞

- 申請完了時に表示される ID は忘れずに控えておいてください。
- スカラネット入力後に内容を修正したい場合は、二重登録は行わず本冊子末尾の問合せ先にご連絡ください。
- スカラネットのシステム都合上、申請締め切り日以降も入力可能ですが、申請期間外に入力されたものは受け付けません。

- 複数の研究科に合格している場合は「(3)あなたの進学予定先研究科を選択してください。」の項目には、現時点の進学予定先研究科を入力してください。申請した研究科とは別の研究科に進学した場合は、内定者としての効力はなくなります。

＜修学支援新制度関連＞

- 「(8)あなたは現在給付奨学金を受給していますか。」の項目で、過去に修学支援新制度の支援を受けていたが現在支援対象外の場合は、「いいえ」を選択してください。仮に「はい」を選択して奨学生番号を入力すると「給付奨学生番号は現在受給中の番号を記入してください。」とエラーメッセージが表示されてしまいます。「修学支援新制度対象者」としては申請することはできないため、「住民税非課税世帯」に当てはまる場合はそちらで申請してください。

- 修学支援新制度の対象者であり支援区分がついているものの、民間奨学金等との併給調整のため給付奨学金を停止している学生は、「(8)あなたは現在給付奨学金を受給していますか。」の項目に「はい」を選択し、給付奨学生番号を入力してください。

- 修学支援新制度の対象者で「多子世帯」区分に該当し、給付奨学金は 0 円だが授業料減免支援を受けている学生は「(8)あなたは現在給付奨学金を受給していますか。」の項目に「はい」を選択し、給付奨学生番号を入力してください。

- 「(9)または、修学支援新制度の授業料減免のみを利用していますか。」の項目について、国の修学支援新制度による授業料減免ではなく、東京大学独自の授業料免除を受けている場合は「いいえ」を選択してください。

Ⅴ．「申請書」について（全員提出）

- ファイル形式は **Excel 形式**にしてください。
- ファイル名は「氏名_スカラネット受付番号_申請書」としてください。

- 以下の注意書きは申請書の項目番号と一致しています。
  - 設問 13．研究計画と特定分野：「イノベ創出分野」と「大学等強み分野」それぞれの観点から、研究計画がどのようにその分野に該当するか、将来的に特に優れた業績を挙げる見込みがあるかを確認できるよう簡潔にわかりやすく内容を入力してください。**必ず両方の分野について記載してください**（文系研究科へ進学する方も両方入力してください）。記載内容をもとに、大学側でどちらに該当するか判断します。

➢ 「イノベ創出分野」と「大学等強み分野」については下記の説明を参考にしてください。

✧ 科学技術・イノベーション基本法第２条第１項において、イノベーションの創出は「科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。」と定義されています。

✧ 「大学等強み分野」については、進学先研究科のホームページ等に掲載されているディプロマ・ポリシー（学位授与方針）などを参考にしてください。例示すると、それぞれの学術分野において卓越した研究を行う研究計画や、総合大学の特性を活かした広い分野にまたがった学際的な研究計画であることがわかるよう入力してください。

● 特に優れた業績の内容については下記の日本学生支援機構ホームページを参考にしてください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/hyoka.html

VI.「申請書」以外の書類について（該当する書類を提出）

現在、大学学部で修学支援新制度を利用している方

2027 年 1 月現在の支援区分がわかるスカラネット・パーソナルの画面スクリーンショットデータ
※奨学生番号、氏名、現在の支援区分全てがわかるようにしてください。
ファイル名は「氏名_スカラネット受付番号_支援区分データ」としてください。



スカラネット・パーソナルログイン後、この画面で現在の状況と支援区分履歴がわかります。
この**画面全体のスクリーンショット**を提出してください。

※途中で画像が切れている場合、必要な情報を大学側で確認できないおそれがあります。必ず画面全体のスクリーンショットを提出してください。
一度に全画面キャプチャが出来ず、画像データが複数になる場合は、Word や Excel 等に複数画像データをまとめて貼付して提出してください。

住民税非課税世帯の方

下記両方が必要です。

① 学生本人と父母の「令和８年度（非）課税証明書」スキャンデータ

② 「資産の申告書」データ（Excel）

ファイル名は「氏名_スカラネット受付番号_非課税証明書」、「氏名_スカラネット受付番号_資産申告書」としてください。

※非課税証明書は全員分をまとめて１つのデータにしてください。難しい場合は個別のデータでも構いませんが、ファイル名を「氏名_スカラネット受付番号_非課税証明書（父）」等とし、誰のものか明確にしてください。

【住民税非課税世帯であることを確認できる書類について補足事項】

・必ず学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母２名）の非課税証明書を提出してください。生計維持者も全員非課税である必要があります。

・ひとり親世帯の場合、非課税（所得）証明書（※１）にひとり親控除の記載がない場合は、生計維持者の戸籍全部事項証明書（謄本）（※抄本は認められません）も併せて提出してください。

※　「非課税証明書」「所得証明書」等、市区町村によって証明書の名称が異なります。

※　必ず**扶養内訳、所得割額の項目を含む証明書**を提出してください。

住民税非課税世帯の方で、生計維持者が 2026 年 1 月 1 日時点で海外に居住していた場合

下記全てが必要です。

① 学生本人と父母（海外居住の生計維持者以外）の「令和８年度（非）課税証明書」スキャンデータ

② 「資産の申告書」データ（Excel）

※①および②のファイル名や注意事項は上記「住民税非課税世帯の方」を参照してください。

③ 海外居住の生計維持者の「海外居住者のための収入等申告書」データ（Excel）

④ 必要添付書類のスキャンデータ

③「海外居住者のための収入等申告書」の入力結果に応じて表示された必要添付書類を、下記 JASSO ウェブサイトの「生計維持者が海外に居住している場合等」を参照の上、提出してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html#syorui

※ファイル名は「氏名_スカラネット受付番号_海外収入申告書」、「氏名_スカラネット受付番号_海外収入添付書類」としてください。

Ⅶ. その他の注意点

● 内定者は **2026 年 10 月の予約採用もしくは 2027 年 4 月の在学採用（秋季入学者の場合は 2027 年 10 月の二次採用）に申し込まない場合、内定の効力を失います。**内定者決定の通知は 2027 年 7 月に行われますが、4 月に入学する学生は決定通知の前に第一種奨学金へ申込みください。

- 2026 年 10 月の予約採用に申し込んでいない方は、自分が第一種奨学金の申込資格に該当するかどうかを必ず確認してから、内定制度に申請してください。また、ご自身が貸与型奨学金に申し込む必要があるかどうかをよく検討してから、内定制度に申請してください。

- 現在大学学部等に所属していて、修学支援新制度給付奨学金の家計急変採用者の場合、申請時点で支援区分がついていても、支援区分の見直しによって後日支援区分外となる可能性があります。大学による推薦完了までに支援区分外となった場合は申請資格を失います。なお大学による推薦は 3 月下旬を予定しています。

■ 問合せ先

〒113-8654　東京都文京区本郷 7 － 3 － 1
東京大学 本部奨学厚生課奨学チーム JASSO 担当
Email：syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp